

議案第7号

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条第2項中「とき」の次に「又は第2項の規定により会議に参加しようとするとき」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、やむを得ない事由により指定の場所に参集することができないときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で会議に参加することができる。ただし、議案及び関係書類を会議の当日に書面で交付する必要がある事件については、この限りでない。

3 前項の規定により会議に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、会議に出席しているものとみなす。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の審議又は報告について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(1) 人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件

(2) 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）第5条第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかに該当する事項を含む事件

(3) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件

(4) 期日を指定して公表する必要がある事件

(5) 前各号に定めるもののほか、公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生ずるおそれのある事件

第12条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、オンライン参加委員は、記名投票及び無記名投票による採決に加わることができない。

第14条第1項第2号中「氏名」の次に「（オンライン参加委員にあつては、その旨を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法で会議に参加することができるようにするため、並びに、教育委員会の会議を非公開とすることができる事件を明確にするため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会議規則 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>(参集の義務等)</p> <p>第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委員は、やむを得ない事由により指定の場所に参集することができないときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法で会議に参加することができる。ただし、議案及び関係書類を会議の当日に書面で交付する必要がある事件については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により会議に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、会議に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>4 委員は、招集に応ずることができないとき又は第2項の規定により会議に参加しようとするときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 会議は、公開とする。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の審議又は報告について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件</u></p> <p><u>(2) 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）第5条第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかに該当する事項を含む事件</u></p> <p><u>(3) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件</u></p> <p><u>(4) 期日を指定して公表する必要がある事件</u></p> <p><u>(5) 前各号に定めるもののほか、公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生ずるおそれのある事件</u></p>	<p>(参集の義務)</p> <p>第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 会議は、公開とする。<u>ただし、人事に関する事件その他の事件については、これを非公開とすることができる。</u></p>

川崎市教育委員会会議規則 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>(採決の方法)</p> <p>第12条 採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、教育長が適宜これを採用する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、オンライン参加委員は、記名投票及び無記名投票による採決に加わることができない。</u></p> <p><u>3 教育長は、採決の結果を宣言しなければならない。</u></p> <p>(会議録)</p> <p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席委員の氏名 <u>(オンライン参加委員にあっては、その旨を含む。)</u></p> <p>(3) 出席した職員の職及び氏名</p> <p>(4) 議事日程</p> <p>(5) 報告事項</p> <p>(6) 議案に関する議事及び議決</p> <p>(7) 発言した者の職及び氏名並びにその発言</p> <p>(8) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p>	<p>(採決の方法)</p> <p>第12条 採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、教育長が適宜これを採用する。</p> <p><u>2 教育長は、採決の結果を宣言しなければならない。</u></p> <p>(会議録)</p> <p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席委員の氏名</p> <p>(3) 出席した職員の職及び氏名</p> <p>(4) 議事日程</p> <p>(5) 報告事項</p> <p>(6) 議案に関する議事及び議決</p> <p>(7) 発言した者の職及び氏名並びにその発言</p> <p>(8) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p>